

○菊池市景観審議会規則

平成29年4月12日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、菊池市景観条例（平成29年条例第2号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、菊池市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(菊池市景観審議会委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 商工業者又はその団体が推薦する者
- (3) 屋外広告業団体が推薦する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び職務代理者)

第3条 審議会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、審議会の会務を総括し、審議会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の利害に関する議事の議決に参加することはできない。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定

める。

附 則

この規則は、条例施行の日から施行する。